

温故」第二十号 前編

須佐郷土史研究会



温故二十号発刊について

郷土を深く顧み先人、先達の足跡を研究するため、温故知新昔のこととをたずね求めてもう一度よみがえらせ新しい真理をさぐる語を主題とし、昭和五十五年二月第一号創刊、爾後今回で二十号となりました。

この間、松尾先生を始め教育委員会事務局並びに会員の皆様には格別のご協力賜り厚く御礼を申し上げる次第です。

当初二十号記念に回天実記の再度掲載の声もありましたが、東京須佐史談会の取組みもあり向後に思考することとし今回は、文久二年（一八六二）正月より元治元年（一八六四）十二月までの日史録を掲載しました。

筆者は、温故十七号御供日記の増野勝太翁と推定されます。

時恰も幕末激動の最中で、政治改革論は二派に分れ、一は尊王攘夷論で他は佐幕開港論で紛争があり、結局毛利藩は諸藩に先駆け攘夷討幕を唱え、挙国一致の決心をした時期であり、須佐領内においても益田親施公を初め家臣の動勢に顕著な変化が認められます。今回は都合により前編と後編に分け後編を二十一号として発刊する予定です。

解説にあたり難解な文字に悩みましたが誤判読についてはご指摘を願います。

尚温故十号月番日記と照合されると理解が深まるものと思えます。発刊にあたり、古文書を読む会の皆様、事務局のご苦勞に感謝申し上げます。

二〇〇七年三月

須佐郷土史研究会

凡令

漢字は可能な限り原文を記載する。但し、異体や古体字、ウー
プロにない字は現行の字に改め、あきらかな誤字は釈文例におい
て訂正した。

者江茂而与等の助詞は小文字を使用するが、ワイプロでは
右寄せ機能がないため左寄せとした。
(注)HP復刻版では「小文字」は使用せず、これらの文字は全て本
文と同じフォントサイズとした。

闕字は一字あけとした。

表紙は益田家本門の解体前の記録写真を掲載。

なお、「温故」第二十号に偶数頁に原書の毛筆写真、奇数頁に
「釈文例」が掲載されている。復刻版では毛筆写真はデータ量が
大き過ぎるため省略した。よって頁を【23頁】の如く表し、「温
故」と頁表記が一致するようにした。

資料提供

従文久戌年正月至元治子年十二月日史録
(萩市大字須佐伊藤清久氏)

参考文献

用字用語古文書の読み方(柏書坊)
実例古文書判続入門(名著出版)
実例古文書判続演習(名著出版)

従文久戌年正月
至元治子年十二月
日史録

修史堂本

より
従文久戌年正月

日史録

至元治子年十二月

修史堂本

【23頁】

文久二戌正月ヨリ

正月二日

一、御吉例之弓組帳相調 在須佐証人田村順右衛門持参二付き

一 応致披見 直様 あた 中^り付として差出候様申付候事

一、昼後射初めとして田村順右衛門 在郷証人横田秀五郎 其外

弓組人並二更替尚中間三人拙家罷出候二付 弓組通り射初

相調 直様於玄関ノ間 豆ノ粉餅二而茶差出候事

付り 射初之節玄関二而相調候二付 上の間ヨリ令見分

吉例 (縁起のよい前例、習慣)

弓組左之通り

【45頁】

候節 袴羽織着用の事

須佐地 (田万川)

【46頁】

一、須佐地組証人棕重蔵弓組帳相調拙家持参二而力候

尚 射初いかに被仰付候哉与申二付 当年八根頭ら在萩 此方

自身之組射初有之候条 於其方宅相調候様申付候事

付り 弓組帳二 増野善左衛門組弓組帳

須佐地組

与有之候二付 須佐地組之処いかが哉与相考候二付 其趣

相尋候哉 先記前一而之由申二付 其俣二而差置候事

当組之儀者せ瀨尻組与書不申候事

証人 (総代)

瀨尻 (田万川)

【47頁】

一、一 増宇谷中り都合三ツ野作左衛門組

三 増瀨尻中り八ツ野勝太組

右之通り御規式無滞相濟候二付 両組共惣人数一礼二して罷出

候二付

上の間着座之上 於玄関のし差出候事

付り 増野組岩本藤太 三ツ物手際二付祝候而 扇

子三本之折紙差出候事

【47頁】

同日

一、須佐地組仁保平八儀改名の儀 旧冬願出置候処

願之通り源助与御免被遂候段申来り候二付 令沙汰

候事

同三日

一、今朝正五ツ時 御規式無滞相濟 於勘場御用状判形

相調引取候事

三ツ物鎧の胸袖兜

同二十一日

一、在須佐御中間利三右衛門死去ニ付 田村順右衛門ヨリ左之

[↑2 13頁](#)

通り持出 尚無常備之儀申出候ニ付直様同人者役所江差出候事

御願申上候事

私儀先達而以来積(癩)氣相煩 色々保養仕候得ども 所詮駈と無御座

頃日別而相勝不申 只今之趣ニ而ハ快氣不定不足?之躰ニ罷居申候自然

果候ハ 世倅平助儀当年二十四歳ニ罷成申候間 偏ニ被加

御慈悲を彼者江跡式相続被仰付被遣候様奉願候 此段御序之節

宜様御取成被成可被遣候 奉頼候 以上

瀬尻組

利三右衛門 判

戊正月廿一日

跡式(先代から相続されるはずの家督、跡職、財産またそれを)

相続すること)

[↑4 15頁](#)

田村順右衛門殿

御中間利三右衛門ヨリ前書之通り御願申出候間 此段宜様被成御沙汰可被下候 以上

同日

田村順右衛門 判

増野勝太殿

御願申上候事

御組内利三右衛門儀 先達而已来積(癩)氣相煩候 色々保養仕り候得共 療養不相叶 只今果申候 彼者存生之内御願

[↑6 17頁](#)

申上置候様 世倅せがれ平助当年式拾四歳ニ罷成候間 偏ニ

御慈悲を以彼者江跡式相続被仰付被遣候様奉願候 私共不道者之儀ニ付 御願申上候間 此段御序之節宜様御取成

被成可被遣候間奉頼候 已上 世(瀬)尻組

同日

嘉兵衛 印判

孫右衛門 同断

田村順右衛門殿

前書之通り御中間嘉兵衛 孫右衛門ヨリ御願申出候間 此段宜様被成御沙汰可被下候 以上

同日

田村順右衛門判

暫役(しばらくの役目)

増野勝太殿

【181頁】

同二十五日

一、定例之売山材木薪売払採用勸過手形両

証人ヨリ差出候に付判形相調為差出候事

同日

一、過る霜月十五日願書差出置候西尾平右衛門次男

武を大谷源内養子ニ差遣度段願出置候処願之通り

被仰出候段申来り候一付令沙汰候事

勸過手形(換へて通した手形)

【202頁】

二月十三日

一、御中間弥助 御目代方打廻り暫役被仰付

候段申来り候一付 早速令沙汰候事

同三日

【注】三月三日と思われる

一、緒方弥左衛門儀父方の伯父死去二付 身柄忌中二

罷居り候段届出候 然る処当年御作事方所勤懸り

之儀に付き 早速忌被~~遂~~御免候段致沙汰候間 左様可

有御心得との儀以手紙申来り候事

【223頁】

三月六日

以手紙得御意候 御組内御中間浅右衛門儀 此段弥富村

市の台堤御普請所打廻り暫役と~~被~~差出候条 此段

可有御沙汰候 以上

右の通申来り候一付 早速令沙汰候事

同十二日

一、先達^{せんだって}而願出候御中間弥三左衛門死去に付 跡式相続の儀今日

五十一日に相成候に付 跡式相続願の通り被仰付候段田村順

右衛門迄

【242頁】

申聞 致沙汰候様申付同人ヨリ令沙汰御礼と~~被~~田村順右衛門

召連跡読利三郎尚願出 親類嘉平同道ニ而罷出候一付

のし差出候事

付り 中間ヨリ跡式願之節八 願書此方ニ留置前広

職座江何かし跡式願出候一付 差免候而可然と存御存寄

共は無御座哉と咄相談旁ニ~~被~~聞^{して}置候事

四月六日

一、組内諸士分 劔術稽古中間分 棒取り手稽古懸かり

【2627頁】

見分とゞ上田万天神社迄罷越 昼迄劔術

稽古相濟 昼後棒取手稽古相濟 七つ時帰着

候事

付り 須佐地組頭 増野善左衛門同道に而罷越

候処 於同所に両組内より馳走とゞ縁高飯二固

重箱肴一而酒差出候事 須佐地証人

棕重葎罷越 此方証人之儀 当節於

御土居勘定最中之儀 其上都合稽古

【2829頁】

懸りの事に付 致差繰召連不申候事 何楚

有廉見分杯の儀勿論召連候事

一、組内稽古於と路候二付 稽古日毎 両三人宛爰

元罷出 致稽古候様申遣候事

同日 御中間

利三郎

右先達而 於河平御山 川除杭渡方被仰付候処

不届の令採用候様相聞へ 内詮議被仰付候得ハ

【3031頁】

其筋無相違候 元來御山ゞりの儀兼而相心得居り
候身分とゞ有間敷作廻 甚以不謂事二付 依之
先追込被仰付候事

前書之通り手紙を以申來候二付 早速証人呼寄せ

右之御沙汰致せ候事

同廿一日 増野勝太組御中間

八百文 利三郎

右不謂趣有之 此内先ッ追込被仰付置候 此段行詰

【3233頁】

御詮議の上八被仰付方も有之候得ども 此度之儀八格

別之御慈悲を以 採用木御取揚げ 頭書之

過料被召上 身柄無子細被遂御免候事

戌四月廿一日

前書之通り手紙を以申來り候二付 令沙汰候事

五月朔日

御願申上候事

石洲三隅村庄屋寺戸謙一郎弟易三郎と

【3435頁】

申者内縁も有之 私育と仕度 内證申談仕候間 何卒

御心入を以被遂御許容被下候様奉願候

此段御序之節 宜様御取成被成可被下候 奉願候 以上

五月朔日 澄川米輔 判

増野勝太殿

右私組内澄川米輔ヨリ前書之通り願出候条

此段御序之節 宜様被仰伺可被下候 頼存候 以上

同日

増野勝太判

増野勝太(上士、六十七石)

【363頁】

当役中殿

前書之通り調持参候ニ付早速役所差出候事

五月廿四日

増野勝太組

御中間

孫平

新右衛門

【364頁】

右此度

旦那様御事

殿様御供と^{して}京都丁被遊御登候 右ニ付

御待受と^{して}彼地被差登候条 来る朔日可令

出萩候 尤此度之儀ハ差懸る儀ニ候得共 少々気

分相堂^{やいた}り共差^{さしおさえ}押 可 遂 其 節候事

付り 仕度之儀ハ近年浦賀御出役之

振りを以 夏物ノミ用意せし免 手輕ニ相認

【404頁】

来る二十九日迄ニ御土居可差出候事

右之通り手紙を以申来り候ニ付 早速令沙汰候事

同廿五日

一、澄川米助居屋敷畝不足ニ付 右江対しゲンノウ

御立山ノ内 預ケ方被仰付候 現地引渡し^{おつて}の儀ハ 追而

可被仰付段 手紙を以申来り候ニ付 早速令沙汰候事

同廿六日

一、御中間新右衛門 京都江御待受けと^{して}被差登候段御沙汰

ゲンノウ(須佐までかた南山)

有之候処 少々気分相やい一付御断り申出候得ども

はいた力はしかの事も無之様聞及候一付 押おして而又々申遣候事

同日

一、先刻職座命之内言人呼出二而 石津伝右衛門罷出

候処 此度御人数被召登候一付 急二御詮議之趣も?

有之 組中間七人被召登候間 達者の部四組頭

申合せ候而 人撰を以致其沙汰候様一与之儀一付

早速証人呼寄せ前断の趣四証人申合せ候而 其頭二

申出候様申聞せ置候間 其内証人より申出可申候間

此の段左様御承知可被下候 一応御申合せ之上証人江

可致沙汰の処 差急儀一付 為きかせ方聞前断之取計

申候間 旁左様御承知可被下候 先今日者如是御座候 以上

五月廿六日 伝右衛門

利兵衛様

勝太様

善左衛門様

覚

私持懸り川土手昨日の洪水二切田三畝余否二相成

仕戻て植附仕度奉存候処 兼而難洪者之儀一付

飯料差問申候間 何卒御心入を以 秋石返納

にして米言俵御貸下被仰付被下候様奉願候 此段

御序之節宜様御取成被成可被下候 奉頼候 以上

月日

板井十郎右衛門

同十一日

一、前に相見江候板井十郎右衛門ヨリ願出候満水一付 破損処

仕戻に付き願出

よぎなき無余儀事一付 米三斗秋石返納して一付 御貸

下

被仰付候段手紙を以申来り候一付早速令沙汰候事

覚

したはら朶原ノ五郎左衛門

一、田言反言畝七歩

高言石五斗三升

右の内

田七畝損所

但毛上なし当否 (注) あがり当座 上なし力

土手三間根切

以上

右此度洪水^二而損所之分

右之通り在郷証人横田秀五郎届出候事

五月廿七日

一、此度京都被差登候人数 中間四組^二而以上十二人 内当組中

間式人前^一相見

御沙汰相成候^二付 残り老人之処 中間市右内江令沙汰

候処 早速御受申出候事

【565頁】

同廿八日

一、御中間新右衛門儀^押而被差登候段 令沙汰候処

又候気分相^一付御断申出候^二付 其趣職座江申出候処

無余儀事^一付 御差繰被仰付候段授有之候^一付

早速御免之沙汰可致筈之処 身柄ヨリ内々及相談候趣者^は

左候得^ハ早速可令沙汰筈^二候得共差懸り近々出立も不相計れ

儀候得^ハ別人江令沙汰 御受申出候上^二而御指繰之

【566頁】

致沙汰候而^ハいかが御座候哉と申候処 其議可^し然与^{べし}

授^二付 早速左之人柄江令沙汰候様申越^セ候事

付り 別人江内御受け申出候上^ハ新右衛門儀直様御差繰の

沙汰いたし候様申越候事

令沙汰候処 流行麻疹^二付断 御中間 善衛門

令沙汰候処 兼而気分相^一付断 同ノ 直吉

一応御受申出候事

一、右直吉一応の御受申出候^二付 前条新右衛門儀御指繰相成

候^{そつらわん} 半と考居候内 在郷証人横田秀五郎罷出 右直吉儀

兼而胸痛^二而 難渋仕候内 此節差起り難儀仕り候^二付

無余儀断出之趣申出候^二付 然^し者一応御受之^は

【567頁】

上は新右衛門儀 御指繰之令沙汰候哉与相尋候処

左に而候 一応直吉御受の上は新右衛門儀御指繰被仰付

之段被仰下置承知仕候得共 新右衛門儀^ハ気分相^一と^ハ

乍申 為差儀も無之様相見 直吉儀実事相調申間敷

様相見江候^二付 新右衛門^ハも未御差繰の沙汰不仕候

と申^二付 成程実事不相調儀^一候得^ハ新右衛門^ハ処^ハ

差置 直吉儀御指繰被仰付可^し然様申聞^セ候哉

其後

流行麻疹二付無よんどころなく 扱断出 御中間ノ 茂助
兼而氣分相かねて やい一付断出 同ノ 兵右衛門

六月

同十九日

父茂助当時氣分相かねて やいに付

兼かねて世悴二代番相頼居候得共

同ノ 父 茂助

無よんどころなき 扱人撰二付

此人兼而氣分相かねて やい(二)付断出

此人柄兼難渋二而候得共

無よんどころなき 扱人撰二付令沙汰候事

同ノ 市郎左衛門

此者儀二付而小々間違事有之左二記ス

右之通り兩人ノ内江早速令沙汰候様爰元証人

呼寄申附同日飛脚差越候事

同廿日

一、御番当り二付今日致出萩候一付留守中之

儀者海蔵庵増野江相頼置候事

付 古例之通り証人を以頼差越候事

七月十一日御番勤無滞相済帰宿之事

一、滞萩中六月廿一日江戸より御飛脚到着二而 此度上京人数

早速罷出候様申来候二付 兼而半途かねて罷居候中間分如何哉与

案居候由 上京人数廿三日萩罷出候一付同所二而致詮議候処

後に申遣候人数 一向不罷出御中間新右衛門罷出候一付 定て

別人氣分相かねて やい一而候半与考居候内市郎左衛門江御番勤として

罷出候二付 同人呼寄せ内々に而相尋見候処 格別之御沙汰

筋無之段申二付 いかが哉与案居候事

七月

一、在須佐証人田村順右衛門拙宅罷出候二付 先達而せんだって

父茂助江令沙汰 同人氣分相かねて やい之節八市郎左衛門江令沙汰

候様為もつしこさせ申越候処 右の者共江も夫々沙汰相成候哉 早速

横田秀五郎方致詮議候様申付候事

其後八月廿五日

一、在郷証人横田秀五郎罷出候二付 前条之趣相尋

候処 父茂助儀令沙汰候処兼而足痛之儀ゆよんどころなく無 扱御断

横田秀五郎(上田万、下土)

【66 67頁】

申出候段申候事 市郎右衛門儀其前方別御用有之候二付

其沙汰いたし候処 其節氣分相やい一付御断申候二付実は足江ふミ此度之儀も相調申間敷と相考沙汰不仕段申一付 夫允之様二毛

相聞江候得共 此方ヨリ申懸候沙汰不行届 私之計いを以

不沙汰さたつかまつらず仕杯と甚はなはだもつて以いかり候二付 前二沙汰有之候節ハ気分

相二而も

其後ハ秋御番江も罷出位之儀二候得ハ 是悲非一応之処は沙汰不

相成而は不済事与存候而申聞候せ候処 成程御尤之儀二奉存候

私の料見を以沙汰不仕段十口とこう申分無これなき之由申一付 今日ハ

【68 69頁】

先其儘二差置候事

【70 71頁】

七月廿日

一、緒方弥左衛門儀母方之伯母死去二付身柄忌懸り之処

届出候然る処当御作事方所勤之儀二付早速忌被遂

御免候段手紙を以申来り候事

同廿八日

一、当秋触証人西尾壮輔江被仰付 可しかるべき然段申出二付

同日右之沙汰令候事

付リ 爰こゝもと一元証人代聞二而も相済候得共 幸さいわい出浮候二付

【72 73頁】

直様令沙汰候事 御受御礼申上候事

八月十四日

以手紙得御意候 御組内澄川米輔 育はぐくみ

易三郎ハ中尾官右衛門養子一願之通り

被遂御免与之御事に候条 此段可有御沙汰

候与申来り候二付 早速令沙汰候事

付リ 御礼申出候二付 其段申出候事

八月十五日

【74 75頁】

一、緒方弥左衛門伯母死去二付 忌懸り之処同断

御免被仰付候段申来り候事

閏八月五日 八月廿一日増野善左衛門出秋二付

留守中組相頼候段証人棕重蔵被差越候事

一、益田丹下方 此度京都被差登候二付 御附中間

とゞ増野善左衛門 組内御中間彦助を 被差登候条

左様御承知二而 早速可有御沙汰段手紙を以

申来り候事

尚々出立日限之儀は 来る十五六日之心得を以令

増野善左衛門(上士、五五石)

【7677頁】

支度候様可有御沙汰 弥 日限之儀は又々可致沙汰候

已上

右之通り在須佐証人棕重蔵呼び寄 令

沙汰候様申渡候事

付り 彦助儀当節在萩中二付 三証人可

彦助江当二書状差出候事

弥(よいよ)

同八日

一、益田丹下方 此度京都被差登候二付 右筆者

【7879頁】

御附兼帯とゞ御組内中村泰市被差登候条

左様御承知二而 早速御沙汰可有候事

尚々出立日限之儀丹下方聞合せ候様可有御授候 已上

右之通り手紙を以申来り候二付 早速令沙汰

候処 御受御礼とゞ罷出候事

付り 現人呼出令沙汰筈之処差懸儀一付 証人代

聞に令沙汰候事

右御受御礼申出候段 早速申出候事

丹下 益田分家、老臣 二百石)

【8081頁】

同九日

一、増野組御中間彦助江御沙汰之趣者 萩申出

候処 今日返答二而一応御受御礼申上候 然る処兼而

腰痛二而難儀仕 別 而長道中六ヶ敷相考え候二付 無 抛

御断申出候段 証人棕重蔵江申出二付 差懸

儀其上萩居懸之儀二而 押而申事も六ヶ敷候与相考候二付

身柄気分相事ゆへ 重蔵を以其趣届候処 役所可

も今一応押而申越可 然段授に付 明日之御便りを以

【82/83頁】

其趣押而申為おして とげさせ 遂候事

付り 態人可差わざと さしだすべき 出筈の処いかが仕候而可しかるべき 然哉与申

す一付明日八

定さだめて 而御便り日之事一候得共 其御便りを以書状差遣し
態人二及不わざと およびもつたず 申段申付候事

閏八月十日

覚

私儀萩御用処筆者見習被仰付ふ行届者二
候得共 御心入を以遂其節 難有仕合せ二奉存候

【84/85頁】

然る処 昨年以來胸痛折々差起 難儀仕候

当夏 召出被仰付候節も御断り申出 其後も召出被仰付

是又御断申出候処 少々之氣分相差やいさしおさえ 押出萩

仕候様被仰付 押而出萩仕且々相勤候処 近來は

別 而不相勝 氣之毒千万二奉存候 此後召出

被仰付 又候御断申出候而は 不都合にも立行可申

何共不相濟儀一付 無よんどころなく 抛御断申出候間 何卒此

上之 御心入を以御差繰被仰付候ハ

【86/87頁】

緩々保養仕 似合ゆるゆるい之御奉公申上度奉存候 此段

御序之節宜様被成御取成可被下候 奉頼候 以上

閏八月十日

横田文右衛門

手紙調

前書之通り相調田村順右衛門持参一付早速
同人を以役所為差出候事

同廿日

横田秀五郎

横田文右衛門(企田万、下土)

【88/89頁】

内田勝三郎

右兩人ヨリ材木薪採用手形差出候一付

判形相調差出候事

付り 右之手形裏書相成下り候事

文案左之通り

表書之通り令承知候 所柄しまり旁猥り

無^{これなき}之様採用勘過被仰付候事

三郎左衛門判

勘過(候へて通すこと)

【6091頁】

西尾久平殿

九月六日

以手紙得御意候 御詮議之趣有之御組内

澄川米助儀 御用処筆者現勤被差除

根役ヨリ当御土賣方被仰付候条 此段御沙汰

可有候事

右之通り申来り候一付 早速令沙汰候^処

届次第御受御礼申出候事

土賣方(土地)の租税を取立てる役)

【6092頁】

一、御中間善右衛門儀 此度小国剛蔵京都被差登

候一付 御附と^{して}被差登候段申来り候に付 早速

令沙汰候^処 御受御礼申出候事

一、田村順右衛門儀 内輪安産男子致出生候段 身柄

血忌罷居り候段届出候一付 其筋役所江^{すじ}も申出サセ候事

【6095頁】

一、田村順右衛門 右血忌中組用有之候一付き 血忌御免之儀

身柄ヨリ職座迄申出候^処 差懸り御用之儀有之候ハ

御免被仰付候段有之候に付 早速令沙汰候事

付り 右御免之儀 別段不申越候間 直様令沙汰

候様授一付 一応順右衛門方代聞差出候様

申遣候^処 岩本貫一郎代聞と^{して}罷出

候に付 血忌御免之令沙汰候事

付り 順右衛門儀 気分相^{やい}一付 直様同人御礼

申出候事

【6097頁】

一、御中間兵右衛門儀 父弥左衛門死去一付 忌中一罷居

候^処 当節御無人一付 忌御免被仰付候段

申来り候一付 令沙汰候事

一、増野善左衛門組弥左衛門儀 是又同様に付右同断

付り 増兄今日留守一付 此方ヨリ令沙汰候事

十月九日

一、澄川米輔江御預け山 現地先達^{せんだつて}而引渡被仰付候処
 此度絵図並御書下被仰付候段 手紙を以申来り

【1007 60頁】

候一付 令沙汰候事

覚

一、げんのふ御預り山ヶケ所

澄川米助

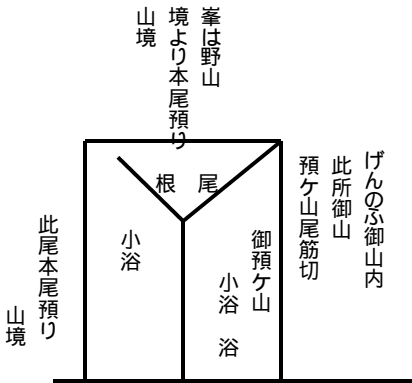
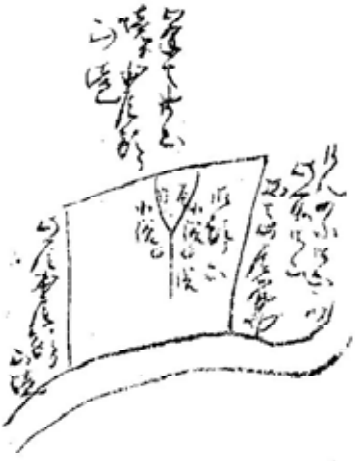
但東は本尾官治預り山境 西は御山境 峯は

野山境 下八入道筋境と^{して}委細八別紙図面の通り

右之通り此度預ヶ方被仰付候事

文久二戌十月

げんのふ(まてかた南側の山)



【1007 101頁】

十月廿八日

一、梅地金輔儀 旅中仮養子と^{して}弟幾藏を

願出候事 願書例之通り

同日

中村直右衛門

御組百姓 五平

右採用手形差出候事

【1007 103頁】

十一月十四日

覚

私儀近年須佐御米方役所勤被仰付候節

引負^{ひきおい}不足^{ひきおい}出立仕 早速御調方可仕筈一御座候処

其工面不得仕 追々付越備一相成居申候処

当年は是非御調不仕候而不相濟儀一御座候得共

夏已来病氣等^二而^一内輪^{？？？}道^{？？？}作入強ク^{？？？}調方

之仕組み不得仕 十方^{途方}一暮罷居申候 当御時節

ヶ様之儀御願申上候段 千万恐多御座候得共

引負^{ひきおい}不足^{ひきおい} (公銀米使い込みで生じた不足)

道作入強ク動作入強ク)からだのつきき、立ち居ふるまい

【104-105頁】

何卒 御心入を以未定勤御米銀之内
御貸下被仰付被遣候はば 付越備候処一応御調方
可仕奉存候 此上八御慈悲を以御備下被仰付
被遣候様奉願候 此段御序之節宜様被成
御取成可被下候 奉頼候 以上

十一月十三日 高津直七

前書之通り覚書差出候一付職座迄差出候事

右差出候処 三郎左衛門方被申候は 此儀八袋方可申出儀二而八無之候

乍^{しかしながら} 内々に而右覚書之処は預置申候一付 渡置候事

其後右書付下り候一付証人迄差下候事

未定勤(見積り)

【106-107頁】

同十五日

一、来正月御物始御規式人数 左之通り令沙汰候事

横田秀五郎 横田文衛門 下伊佐槌 内田権右衛門 有田

彦右衛門 以上外に受更替高津権之進

同日

一、御土貢米江対し代銀上納之儀八 容易二不相成
段^{かねて}兼而被仰出候通り無^{あいたがいなく} 相^{はなはだもつて}違候 然し兵四組侍分
在住侍分 現米持出し 甚^{これによつて} 以迷惑筋多有^{これあり}之由
無余儀事^{よぎなき}二相聞候 依^{これによつて} 之格別之御心入を以
在住侍分御馳走米江当る丈ヶ之処 代銀上納

【108-109頁】

被差免候事

右之通り手紙を以申来り候一付 令沙汰候事

同十七日 御中間

茂助

右此度御用有之 浮役と^{して}京都被差登候 尤

御用筋之儀者御作事方江伺出いたし候様

旁右様令沙汰候様手紙を以申来り候一付

令沙汰候事

付り 追^{おつて}而御受御礼申出候事

【110-111頁】

十二月五日

須佐御米方差引方兼

田村順右衛門

御自分組内 来^{きたる}亥ノ年引方前書の通り

被仰付候条 此段明朝可被申渡候 以上

十二月五日

増野勝太殿 益田三郎左衛門

一、内田権右衛門儀 上御用所用達人被仰付

候条 此段明朝可有御沙汰候 以上

↑12、113頁

萩御米方計手 打廻り兼

弥助

右之通り申渡之可有御沙汰候 以上

右之通り申来り候一付 孰も令沙汰候事

同口

一 旦那様御事京都三丁御帰座二付 組士九人 中間式人

被召登候一付 頭ら之目貫を以人撰差登候様沙汰

有之候一付 当組之儀 先達^{せんだつて}而多人数罷登居候一付 此度

兩人西尾壯輔 梅津熊之丞 兩人令沙汰候処

旦那様(益田親施)

↑14、115頁

孰も御受御礼申出 来る十三日爰元出足之事

付り 中間兩人之儀者脇組三丁出候

同十四日

一、此度京都江御手当 御前衛之人数被差登候一付

組内中間三人 前同様人撰を以 弥三郎 末松 直吉

右三人江令沙汰候処 何も御受御礼申出候事

同十六日

一、身柄儀も此度京都江罷登 今日出足一付 留守中

頭ら暫役 松原鉄之助江被仰付候事

同三年亥ノ二月十四日

一、此度御供二而無滞帰宿一付鉄之助より頭ら役差被返候事

↑16、117頁

三月二日

一、此度御機嫌克被遊御帰座候一付 被成御祝候而

御供二而罷帰り候組内侍中間共 来る五日御酒頂戴

被仰付候二付 **可**然御沙汰段申来り候二付 令沙汰候事

候処 日数五日相立候二付 被遂御免候二付 明朝令沙汰

同廿日

↑20 121頁

一、今朝御番当り二付 致出萩候二付 留守中之儀八増野兄江
頼置候而四月十一日帰宿候事

候様申来たり候二付 令沙汰候事

付り 要左衛門儀 早速御礼と罷出候事

四月十五日 中村藤馬儀実は三月十七日於江崎心行届次第

有之候二付左之通り之事委細後二記す

同廿日

一、中村藤馬儀氣分相一付 萩御用所筆者役
断出候趣 気分相無余儀事二付 願之通り被遂御免

一、於育英館四組侍中剣法 炮術
上覽被仰付候二付 早朝爰一元相揃居候事

一、当日昼迄御手廻り已上剣法 上覽被仰付候二付

今朝御参堂有之候事

一、四組剣法初り候二付 御式ノ間江御用人並に当役中

御目代詰居候事 四頭之儀者当役之前江着座

尤末ヨリ詰居高年之順を以着席之事 頭取一人

多根卯一頭ら之末一着席之事

↑18 119頁

候段申来り候二付 証人代聞二令沙汰候事

同十八日

一、明後廿日昼後 於育英館 四組士中劔法稽古

上覽被仰付候条 令沙汰候様申来り候二付 令沙汰候事

同十九日

↑22 123頁

一、石川要左衛門儀 此内差控申出候所 先平躰二而罷居

候様沙汰被仰付置候処 改而今日より慎み居候様申来り

候二付 爰一元証人と彼者親類之代聞二令沙汰候事

同廿三日

り出御時宜仕候事

一、石川要左衛門儀 此内改而慎み居候様申来り

一、劔法相済 炮術上覽二付 同所於炮術被仰付

一、初終り共二証人老人頭ら迄初メ終之儀二付 頭ら之内

増野善左衛門兼而頭取も承り居候二付 同人板の間迄罷

候節 同処右ケ輪本堂之石垣角江着座を置

御着席之事 同所下より左脇江薄縁り式間通り江

御用人并御側之者詰居 同所ヨリ少し後江東江寄せ

薄縁式間通り敷 当役中詰居候事

一、四頭ら之儀は上之方之平 心光寺之ケ輪江薄縁りを敷

詰居候事 四組八証人の儀は外ケ輪幕下夕江

薦縁り(上敷用のござ)

↑24、125頁

薄縁り之处罷出候事

付り 三方共幕かこい之事

一、初り前一の組之証人頭ら之前に而時宜いたし候一付

一之組之頭ら小原勘右衛門中座席迄進み出 御時宜

いたし初り候事 勿論頭ら之着席 并二

組士之処作共に 其年之二一の順を以いたし候事

一、今日は炮術は俄之儀一付 諸道具不揃一付半途

一而 休メ被仰付 明日被仰付与之事一候段被仰出候事

同廿一日

↑26、127頁

一、今朝槍術上覽昼迄被仰付 相済候一付

昨日通り昨日之残りヨリ半途の部上覽無滞相済

於日新堂四頭ら江夫々御目見江 御用人披露被仰付 御意

之旨被仰聞 尚組中昨日ヨリ今日劔法 炮術

出精之段 一同之頭ら迄御意被仰付 別一而今日

炮術皆中之部江甚神妙之段分而之御意 宿に而

申聞せ候様御用人ヨリ授有之候事

一、頭ら中其席一而惣組稽古人数中一同二

御三之間罷出 同所に而御目見被仰付候節 御用人ヨリ

↑28、129頁

上覽之面々一同披露之事 左候而直様一ノ頭ら

小原甚右衛門少し進み出 何も出精之段被成御意候と

高聲一而 御意之旨申聞せ候事

一、右一件無滞相済候一付 当組中不残一礼と拙宅

罷出候一付上之間着席一而同間末置のし台を二ノ間より取らせ

候事 尤同所二ノ間頭迄横田文右衛門呼出 今日皆中

手際之段神妙之儀被成御意候段申聞せ

一応先席着之上 年寄中并一惣人数のし取らせ候内

横田文右衛門罷出候節 今日皆中手際祝し候而

扇子三本紙包して二して差遣し候事

【次号に続く】